

消費生活センターです



振り込み詐欺救済法

平成20年6月21日に施行された振り込み詐欺救済法は、増大する振り込み詐欺の被害者を経済的に救済することを目的として制定されました。

この法律の制定により、犯罪に利用された口座に一定の残高がある場合、それを元に被害者に被害額の一部または全部の返金を行ない、被害を回復することができるようになりました。

①対象となる犯罪利用口座

振り込み詐欺やヤミ金融などの犯罪行為は、振込先となった預金口座が対象です。具体的な口座名やその預金残高は「預金保険機構」のホームページで公告されます。

②支払額

口座の残高、被害額に応じて返金されます。

③被害額の支払手続の申請期間は約60日間です

犯罪利用口座の残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続を終了し、その後、犯罪利用口座の被害者に対する被害額の支払手続が約60日間行なわれます。支払手続の期間内に申請した人に対して被害額の一部または全部が支払われます。

④被害額支払いの申し出

申請窓口は、振り込んだ先の金融機関です。対象となる犯罪利用口座の公告内容を確認し、振り込んだ先の金融機関へお申し出ください。

「申請書」「本人確認書類」「振り込みの事実を確認できる資料(振込明細書など)」が必要になります。また、被害に遭った人は、警察と振り込んだ先の金融機関へ早めに名前、連絡先などをご連絡ください。

騙されないための3力条

- ①すぐに振り込まない
- ②家族に連絡をとり、事実を確認
- ③怪しいと思ったら、警察に連絡

(金融庁「金融ガイド」より)

オレオレ詐欺に限らず、架空請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺などの被害の場合も同様です。

ご不明な点は、消費生活センターに気軽に相談ください。

問い合わせ先

市消費生活センター
(合志庁舎2階 総務課内)
☎(248)5442
相談受付時間
平日 午前10時～午後4時

よみ人こころし

肥後狂句どんぐり塾 安藤 玄白 整理

不自由か 一人がええて言うもの 亮 清
 好きだから 口うるさくもなりますよ 真秀子
 好きだから 望む物みなあげちゃうわ 絹子
 欲の皮 人にやる事知らっさん 明子
 閉めんか 夫婦喧嘩の聞こゆっぞ 昭雄
 良か薬 自信過剰で予選落ち 矩子
 腹も立とうが 顔が採用基準げな 義坊
 人は人 見栄張らぬ自分の暮らし 与三郎
 腹も立とうが 姑はあんまり苛むんな 夢三
 欲の皮 三途の川は泳ぐちゅう すなお
 病院好き 休診の日はとぜんなか 玄白
 病院好き 家族より親切だもん

合志句会 大坪 落子 選

牡丹に屈めば匂ふまくれなる 落子
 縁談のまとまる気配あたたかし 一子
 幼子のまなこ美しきや花吹雪 あや子
 厨より母のハミング若葉風 静子
 菜の花や蒸気機関車力走す 廣子
 やうやくの眠りに一撃春の雷 悦子
 花万葉はげしき風の吹く日かな 一子
 その中に稚児の行列チューリップ あや子
 さりげなく席を譲られあたたかし 静子
 大きめの詰襟まぶし入学す 廣子
 今年又逢へたる枝垂桜かな 悦子
 いさぎよく散りゆくものに大桜 あや子

柀短歌会 柀植 周子 選

賞味期限今日と言ふメロン夫と二人朝に夕
 べに義務のごと喰む 村上紀美子
 糠床に胡瓜一本漬け置きて今日の厨の仕事
 終えたり 財津すえみ
 枯れしまま残るからす瓜見てあれば今年
 も清しき白花咲かん 大住 保子
 膝にゐる猫の重みも温ければ動かしがたく
 も動きがたしも 松坂 成子
 スーパーの水槽に泳ぐめだかの群れ川の匂
 いを知るや知らずや 田中美代子
 桜咲く道を歩いて夫と二人今年は春の終わ
 りが早い 高田 紘子
 はかなげに紅淡きカリンの花風雨にあえば
 あっけなく散る 高津 純子
 選ばれることの必然さはあれど雨に濡れる
 る候補者ポスター 内田 隆子
 わが畑の湿りし泥をつけしまま朝採りの瓜
 留守宅に置く 村上紀美子
 裸眼にて単行本を読んでいる九十四才母の
 ひととき 財津すえみ
 摘果した赤児のような小みどりの胡瓜の塩
 漬け囲む食卓 大住 保子
 石地蔵の肩にも触れて帰るさの辻に寂かに
 散りるさくら 柀植 周子

人権教育シリーズ 25



市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

西合志南小学校の取り組み

西合志南小学校では、人権教育の目標を「差別の現実には学び、子どもたちの豊かな未来を保障する教育の創造」としてさまざまな取り組みを行なっています。今回は、本校の昨年度一年間の取り組みを紹介いたします。

多文化共生(※)の取り組み

近年、日本でも外国にルーツを持つ子ども(外国から小中学校などに編入学した子どもや、両親またはそのどちらかが外国人である日本生まれの子ども)が増えています。それぞれ状況は異なりますが、日本人の両親から生まれる子どもたちと同じ「子ども」であり、基本的な権利を持っています。

しかし、現実には、外国にルーツを持つというだけで差別を受けることも少なくありません。外国にルーツを持つ子どもは今後増えていくと考えられます。本校でも多文化共生について学年に応じた教材を使って学習しました。

学習を通して、子どもたちは、外国にルーツを持つ子どもは日々暮らしの中できつい思いをした

ことがあることに気づきました。また、差別は遠い世界の事ではなく、とても身近にある問題であること、さらに心ない発言が友だちを深く傷つけることにつながるということを学んだようです。

子どもたちは、友だちと過ごす中で以前よりも相手のことを考えて行動したり、おかしい行動には注意する姿が見られるようになってきました。

現地学習の取り組み

5年生は水俣の現地学習を通して水俣病をめぐる人権問題について学び、6年生は菊池恵楓園の現地学習を通してハンセン病をめぐる人権問題について学んでいます。

※一人ひとりが国籍や民族の違いを認め合い、共に支え合って生きていくこと。

昨年度の学習発表会より 5年生の学習から

構成詩「人を大切に生きる」

～水俣学習から～
 家族の幸せ、人とのきずな、人々を絶望においやった、水俣病。そして、たった一つのかけがえない命をうばった、水俣病。絶望の日々を生き抜いた恵美子さん。
 そして、水俣の人々。人々は、教えてくれた生まれてきたことを育ててもらえたことを出会ったことを笑ったことを感謝する生き方をしなさいと。「いじめ」や「差別」をしない人になったださい、と。
 わたしたちは、誓って生きていくことに、感謝しよう。そのすべてに、ありがと。この命に、ありがと。命に感謝する。人を大切に作る。「差別」をなくすことだから。



全員で構成詩を発表する5年生

6年生の学習から

天国の稲葉さんへ

6年3組 浦上 心響
 少しはゆっくりと休んでいらっしやいますか。稲葉さんが私たち6年生に話してくださいましたのは昨年の6月のことでした。35歳で入所した後、45年間もの間、恵楓園の中で暮らさなくてはいけなかったということ、その間に楽しいと思っただことは、ひとつもなかったということをお話してくださいました。
 つらい体験と一緒に、私たちに一番伝えられたことは、①差別をやめようと叫ぶのも大事だが、まずは自分が変わる②人のまねをしないこと③感性を高めて差別をしない人になること、でした。
 稲葉さんの話を聞いて、私は今の自分を振り返りました。そして、ここに私自身差別をしたり、いじめたりしないことをちかいます。私たち6年生に話をしてくださいました。本当にありがとうございました。



ハンセン病問題について菊池恵楓園で現地学習をする6年生